

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

人権に関する条例紹介（9） I 明石市旧優生保護被害者支援条例について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2024-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久礼, 義一 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	https://kansaignai.repo.nii.ac.jp/records/2000208

人権に関する条例紹介(9)

I 明石市旧優生保護被害者支援条例について¹

短期大学部 名誉教授 久禮 義一

目次

- (一) はじめに
- (二) 不妊手術被害者一時金支給法について
- (三) 明石市条例について
 - ① 当時の市長泉房穂氏の決意
 - ② 制定までの経過
 - ③ 条例のポイント
 - ④ 条文
 - ⑤ 特徴
- (四) 結びにかえて

(一) はじめに

1948年制定の「旧優生保護法」は、「不良な子孫の出生の防止、を目的に制定され、知的障害者や、精神疾患のある患者を本人の同意がなくても、強制的に中絶でき、約2万5千人の人が犠牲になった。同法は1996年「母体保護法」と改正され、旧優生保護法から、「優生的見地からの不良な子孫を防止する」項目が削除された。2018年、旧優生保護法の犠牲となった宮城県の女性が同法の違法性を訴え、以後訴訟が続いている。2020年、旧優生保護法に基づく手術を受けた人に対して、320万の一時金を支給する「優生手術救済法」が成立した²。

しかし、明石市は、支給金の少なさや、対象が被害者本人だけで、配偶者は対象ではない、等の同法の不備を指摘し、「旧優生保護法被害者等の

尊厳回復及び支援に関する条例」を2021年制定した。拙稿においては、関係法の不備を指摘し、全国自治体で明石市と同じような内容の条例が一日も早く制定されることを期待し、拙論を展開する。

(二) 不妊手術被害者一時金支給法について

図表(一)の①

不妊手術の被害者への一時金支給法のポイント	前文に反省とおわびを明記	「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」 <ul style="list-style-type: none"> ・「我々」の念頭に置くのは国会や政府 ・被害者が「心身に多大な苦痛」を受けたことに対するもので、旧優生保護法の違憲性などには触れず
	一時金320万円を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者本人の請求に基づき、被害が認定されれば支給。請求期限は5年間 ・手術記録がない場合、弁護士や医師、障害者福祉団体の関係者らによる厚生労働省内の審査会で認定
	法律の周知	広報活動や、障害者手帳の更新時などで周知を図る。プライバシー保護のため、被害者本人への個別通知はしない
	国会が調査実施	衆参の調査室で、旧法の立法経緯や被害実態を調査する

(朝日新聞令和元年5月29日より引用³⁾)

(三) 明石市条例について

① 当時の市長泉房穂氏の決意

「私が18才で上京して初めて参加したデモは、この優生保護法反対のデモです。

この法律は、弟が見殺しにされそうになった元凶。「冷たい社会を変えたい」と政治家を目指す原点となった、私にとって特別なテーマ。怒りと「復讐」の原点です。

そして、自分が市長になった今も、市民の中に被害者がいて、苦しみを抱えている。この現実にも市としてできることを考え、被害者を支援する条例を提案することにしました。」⁴

② 制定までの経過

2018年(平成30年)

1月1人の女性が仙台地裁に初の国賠訴訟を提訴

6月25日 市内10カ所に相談窓口設置、明石市障害当事者等団体連絡協議会(通称あすく)を通じて、当事者ご本人、ご家族、支援者等に情報提供

7月25日 小林夫妻(明石市在住で旧優生保護法の被害者)と支援者が市長と面談

9月28日 小林夫妻が神戸地裁に提訴

12月10日 障害者週間あすく研修会「小林夫妻のあゆみ」

2019年(平成31年)

4月24日 国の一時金支給法成立。あすく加盟団体に説明、情報提供の協力を依頼

2021年(令和3年)

3月25日 神戸地裁 結審

6月16日 本会議質問「優生保護法被害者支援について」

7月1日 優生被害者支援アドバイザー委嘱

7月4日 兵庫訴訟決起集会

※小林夫妻に「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」に基づいて支援金を市長が手渡し

※条例に対するアドバイザー提案を受け取る

8月3日 優生裁判兵庫訴訟判決・報告集会

- 8月15日 条例素案に対するパブリックコメント実施 ※260通(うち明石市民40通) 全て賛成意見
- 9月7日 本会議 旧優生保護法被害者支援条例議案 上程
- 9月22日 総務常任委員会 条例議案 可決
- 9月29日 本会議 条例議案 否決 賛成9名 反対12名
- 9月30日 条例修正案を議会に提出
- 10月13日 議会運営委員会・本会議で修正案の上程見送り
- 10月20日 修正案に対するパブリックコメント～11月18日※280通、賛成267通(うち明石市民184通、賛成173通)
- 11月15日 旧優生保護法被害者支援条例検討会
- 11月29日 本会議 旧優生保護法被害者支援条例議案 上程、あすくが条例制定を求める請願書を提出
- 12月14日 総務常任委員会 条例議案 可決
- 12月21日 本会議 条例議案 可決 賛成16名 反対12名⁵

議会の審議については泉房穂氏は次のように自著で述べられている。

2021年9月、市議会に条例案を出しました。結果は賛成9名、反対12名で否決。その後議会で指摘された点などを修正し、再度提案しましたが、議会の多数派によって「上程見送り」、つまり議論さえしてもらえませんでした。

本人の同意なしに強制的に中絶や不妊手術。そんな戦後最悪の人権侵害ともいわれるこの法律の被害者を支援することに反対する議員がいる、ということにもどかしい思いをしました。やさしいまちづくりへの反対派が多数を占めている。それが当時の明石市議会の現実でした。

それでもあきらめることなどできません。多くの市民が応援してくれました。2回実施したパブリックコメントには、市内外からこれまでにない多数の意見が集まったのです。

「大切な問題を取り上げていただき感謝している」「明石市に住んでいてよかった」「被害者への支援は、私たちが市民としてしなければならないこと」。

医師会や商業者、まちづくり関係者などの代表による検討会でも「全会一致で可決するべき条例だ」など賛成意見が相次ぎ、反対意見はありませんでした。「あすく」の方々からは「余計反対されるから、市長は動かないで。自分たちが議員にも話しに行くから」と言われ、実際に請願を提出されました。

結果、反対していた会派の一つが反対にまわり、3度目の正直の12月議会で、賛成16名、反対12名でついに条例は成立しました。正式名称は「旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」です⁶。

③ 条例のポイント

条例のポイント

1 優生思想を許さないまちづくり

障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返さないように、優生思想を許さないまちづくりを推進します。

2 支援金を支給

子どもを産み育てる権利を奪われた苦しみに加えて、長く差別や偏見に苦しんできた被害者に対し、支援金(300万円)を支給します。

3 配偶者も対象

支援金は、旧優生保護法の規定に基づく優生手術や人工妊娠中絶を受けた人だけでなく、その配偶者も対象としています。

	国	明石市
除斥期間(20年)経過後の請求	×	○
中絶させられた被害者	×	○
配偶者	×	○

図表(一)の②明石市発行パンフレット「旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例(略称:旧優生保護法被害者支援条例)～明石市は被害者を見捨てない」より⁷

④ 条文

旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例

（条文）はじめに―前文―

我が国にはかつて、障害者を「不良な子孫」を位置づけ、優生上の見地からその出生を防止する目的で、不妊手術や人工妊娠中絶を可能とする優生保護法という法律が存在した。同法は、子を希望する者にとっての基本的な人権である、子を産み育てるかどうかを意思決定する権利を障害者から奪い、今もなお旧優生保護法被害者等の心身に多大な苦痛を与え続けている。兵庫県も、同法の趣旨にのっとり、かつては「不幸な子どもの生まれない運動」を唱導し、障害者の不妊手術を推進した。優生思想が法や施策によって推奨されることで、障害者を社会から排除し、差別や偏見の対象とし、その尊厳や人権を否定することが正当化されるなど、社会全体へ及ぼした影響は根深い。

明石市はこれまで、明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例を制定し、障害のある人もない人も、だれ一人取り残さない共生のまちづくりを推進してきた。わたしたちが、社会が生み出した優生思想によって深く傷つけられた旧優生保護法被害者等に対し、その悲しみが続く限り寄り添い続けることこそが、真の共生のまちづくりにおいて重要なことである。わたしたちは、障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないよう、優生思想と向き合う決意を新たに、この条例を制定する。

<目的>

第1条 この条例は、明石市における旧優生保護法被害者等の尊厳の回復及び支援に関する基本的な事項を定めることにより、旧優生保護法被害者等に寄り添うとともにその必要とする施策を推進し、もって優生思想を決して認めることなく、だれもが疾病又は障害の有無によって分け隔てられることのないまちづくりを推進することを目的とする。

< 定義 >

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧優生保護法 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間において施行されていた優生保護法（昭和23年法律第156号）をいう。

(2) 旧優生保護法被害者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア もっぱら優生上の理由により旧優生保護法の規定に基づく優生手術を受けた者

イ もっぱら優生上の理由により旧優生保護法の規定に基づく人工妊娠中絶を受けた者

ウ ア又はイに掲げる者の配偶者。ただし、当該ア又はイに掲げる者が優生手術又は人工妊娠中絶を受けたときに当該ア又はイに掲げる者と婚姻関係にあった者に限る。

(3) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

< 基本理念 >

第3条 旧優生保護法被害者等の支援は、旧優生保護法の規定及びこれに基づく優生手術、人工妊娠中絶等の措置が、旧優生保護法被害者等に対し、生涯にわたり被害を与える著しい人権侵害であったという基本的認識のもと、実施されなければならない。

2 旧優生保護法被害者等の支援は、障害者の権利に関する条約、障害者基本法（昭和45年法律84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（平成28年条例第5号）その他関係法令が示す理念と整合性のある内容としなければならない。

3 旧優生保護法被害者等の支援は、旧優生保護法被害者等の判断能力又は複合的な差別の影響など意思表示の支障となる社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下同じ。）の有無、程度等に最

大限配慮して、必要な合理的配慮の提供とともに実施しなければならない。

4 旧優生保護法被害者等の支援は、旧優生保護法に基づき優生手術、人工妊娠中絶等を受けた者のみならず、その配偶者に対しても、その状況に応じて適切に行われなければならない。

※明石市による解説「第2条第2号ウの解説に記載のとおり、旧優生保護法による被害は、優生手術等を受けた本人だけではなく、その配偶者にも及びます。」

5 旧優生保護法被害者等の支援は、旧優生保護法が法制度をはじめとした社会全体に与えた深刻な影響を踏まえ、直接的な支援としてだけでなく、共生社会の実現に向けた必要な措置として講じられなければならない。

< 市の責務 >

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）と連携し、旧優生保護法被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、当該施策の実施に係る体制の整備に努めるものとする。

< 市民等の役割 >

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、旧優生保護法被害者等が受けた被害やたどってきた歴史に対する理解を深めるとともに、市及び関係機関等が行う旧優生保護法被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

< 相談、情報提供等 >

第6条 市は、旧優生保護法被害者等に対し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「一時金支給法」という。）に基づく一時金の請求手続に係る問題その他の旧優生保護法被害者等が抱える問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、法律、医療又は福祉に係

る機関その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定に基づく相談、情報の提供及び助言並びに連絡調整（以下「相談等」という。）を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、相談等を行うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報を適切に管理しなければならない。

4 市は、この条例に基づく支援が旧優生保護法被害者等に適切に提供されるよう、それぞれ、の障害及び社会的障壁の内容に応じて必要とされる合理的配慮を踏まえた周知及び広報を行うものとする。

< 被害調査への協力 >

第7条 市は、旧優生保護法に基づく優生手術等（一時金法第2条第2項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。）に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の調査その他の措置を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

< 市民等の理解促進 >

第8条 市は、特定の疾病又は障害を有すること等を理由として、優生手術、人工妊娠中絶又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、すべての市民が疾病又は障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格及び個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することの重要性等について、市民等及び医療、福祉又は教育に係る関係者の理解を深めるための施策を行うものとする。

< (条文) 支援金の支給 >

第9条 市は、次に掲げる市民に対して、除斥期間（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第724条後段の規定をいう。）にかかわらず、300万円の支援金を

支給するものとする。

(1) 第2条第2号アからウまでに掲げる者であって、令和3年7月1日からこの条例の施行の日まで引き続き市民であるもの

(2) 前号に掲げる者に準ずる者として、次条第1項に規定する審査会が支援金の支給を必要と認める者

2 前項の規定による支援金の支給は、1人につき1回限り行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

< (条文) 旧優生保護法被害認定審査会 >

第10条 市は、支援金の支給要件その他必要な事項を審査するため、旧優生保護法被害認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 審査会の委員は、旧優生保護法に基づく被害問題に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

⑤ 特徴

旧優生保護法被害者支援条例の特徴

		一時金法	旧優生保護法被害者支援条例
優生手術	本人	○	○
	配偶者	×	○
人工妊娠中絶	本人	×	○
	配偶者	×	○
申請期間		5年	無期限
金額		320万円	300万円

図表（一）の②明石市発行パンフレット「旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例（略称：旧優生保護法被害者支援条例）」～明石市は被害者を見捨てない」5頁。より⁸

(四) 結びにかえて

強制不妊手術の違法性をめぐる訴訟は、2018年以降、全国の12地域・支部に提訴し、いずれも旧法は憲法に違反するか、除斥期間の適用を認めるかが主な争点で、地裁・高裁を経て、現在5件が上告され、最高裁で審議中で本年度中に判決が出される見込みであるが、法的安定性の立場から、又過去の最高裁の判例から違法・違憲判決はあまり期待できないと考えられる⁹。

条例の前文に「明石市はこれまで、明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例を制定し、障害のある人もない人も、だれ一人取り残さない共生のまちづくりを推進してきた。わたしたちが、社会が生み出した優生思想によって深く傷つけられた旧優生保護法被害者等に対し、その悲しみが続く限り寄り添い続けることこそが、真の共生のまちづくりにおいて重要なことである。わたしたちは、障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないよう、優生思想と向き合う決意を新たにし、この条例を制定する」¹⁰とあるように、明石市の障害者に対する行政のあたたかさが実感できる条例であり、専門家からも、優生保護法被害者兵庫弁護団長・弁護士の藤原精吾氏から次のように、

「全国に先駆けて明石市が作ったこの条例は、国が行った違憲で重大な人権侵害について、

- ①今なおその被害が償われずに残っていること
- ②裁判や国の一時金支給法では救われない人が大勢いること
- ③国は勿論、市町村にもその実施と被害の回復に責任があること
- ④そして何よりも、障害のある人すべてに個人としての尊厳が認められる社会にしてゆくために、国や自治体が積極的な施策（アフターマティブ・アクション）を取ることが必要なことを教えてください。全国の市町村のお手本になることを願っています。」¹¹

また弁護士の高田晃子氏からも、

「(前略) 人の存在価値や命の重みに優劣をつける優生思想は、障害がな

い人にとっても無関係のものではありません。優生思想が存在する限り、社会では、「障害者」に限らず弱者を作り出しては、排除し、切り捨てるということが行われ続けるでしょう。そのような社会に明るい未来などあり得ません。今こそ、明石市旧優生保護法被害者支援条例の前文にある通り、わたしたちは、「優生思想と向き合う決意を新たに」し、障害がある人もない人も互いを認め合い尊重しあえる社会を目指し歩みを進めていかなければなりません。明石市旧優生保護法被害者支援条例の制定は、その大きな第一歩となり得ると信じています。この条例をきっかけに一人でも多くの方が、自分の問題として「優生思想」について知り・考えて欲しいと思います。そして、今後、この明石市の決意が、国や全国の地方自治体に伝播していくことを願います。」¹²

と条例を評価するアピールがなされている。

このような立派な条例制定の重要な役割を果たされた、泉房穂氏が市長を退職されたことは真に残念なことである。新しい市長にも泉房穂氏同様の条例の積極的な取り組みを期待し、拙稿を閉じる。

注

1. 正式条例名は「旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」
2. 読売新聞 令和5年6月20日。
3. 朝日新聞 令和元年5月29日。
4. 泉房穂著『社会の変え方 日本の政治をあきらめていたすべての人へ』（ライツ社、2023年）242頁。本書に多大な教示を受けました。
5. 明石市発行パンフレット「旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例（略称：旧優生保護法被害者支援条例）～明石市は被害者を見捨てない」5頁。
6. 上掲④ 242～243頁。
7. 上掲⑤ 11頁。
8. 上掲⑤ 9頁。
9. 読売新聞 令和5年11月12日。

人権に関する条例紹介（9）I明石市旧優生保護被害者支援条例について

10. 上掲⑤ 9 頁。
11. 上掲⑤ 25 頁。
12. 上掲⑤ 24 頁。

